

令和02年03月24日

社会資本総合整備計画				社会資本整備総合交付金										
計画の名称	第2期長浜市中心市街地活性化のまちづくり推進計画（重点計画）													
計画の期間	平成29年度～平成31年度（3年間）											重点配分対象の該当	○	
交付対象	長浜市													
計画の目標	長浜市の中心市街地は、豊臣秀吉公により城下町としての礎が築かれ、現在でも歴史的建造物や伝統文化が息づくまちなみが色強く残っています。また、これまでから、商業観光の育成と既存商店街の活力再生に取り組み、歴史・文化を活かした中心市街地のまちづくりが進められてきました。その一方で、地域の魅力を発信する力、紹介する施設の充足等の課題とあわせて、居住地としての機能低下、公共交通機能の整備、居住人口の減少、高齢化の進展が課題となっています。 このため、当市では、中心市街地の継続的な活力再生に向け、平成21年6月に「長浜らしく美しく、暮らし、働き、過ごす」を基本コンセプトにした中心市街地活性化基本計画の認定を受け、その主要事業を社会資本総合整備計画に位置付けて魅力ある中心市街地の形成に向けた取り組みを進めてきました。平成26年3月には「続・博物館都市」を基本コンセプトにした第2期中心市街地活性化基本計画の認定を受け、中心市街地の玄関口である長浜駅周辺の再整備と中心商店街との一体的な回遊空間の創出、公共公益施設整備による都市機能の強化等の取り組みが進むよう、本計画を策定し中心市街地のさらなる活性化を目指します。													
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）		5,471	A	5,471	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		(H25当初)	(H29)	(H31末)
1	市全体に占める中心市街地の居住人口の割合を8.04％（H24）から8.17％（H31）に増加			
	中心市街地区域の住民基本台帳人口を調査する。 (全市の住民基本台帳人口と概ね中心市街地の区域に含まれる第1連合自治会から第9連合自治会までの住民基本台帳人口の割合)	8%	8%	8%
2	年間宿泊観光客数を410,000人（H24）から420,000人（H31）に増加			
	年間宿泊観光客数を調査する。 (滋賀県の観光調査による長浜市の宿泊観光客数)	410000人	415000人	420000人
3	中心市街地における歩行者・自転車通行量を35,018人/日（H24）から37,000人/日（H31）に増加			
	中心市街地における歩行者・自転車通行量を調査する。 (長浜商工会議所の中心市街地通行量調査で秋季休平日の平均値)	35018人	36000人	37000人

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
長浜市定住自立圏共生ビジョンに基づき実施される要素事業：全体事業費Aのすべて												

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	長浜市	直接	長浜市	-	-	長浜中心市街地地区都市 再生整備計画	道路、高質空間形成施設等 180ha	長浜市	■	■	■			192		-
											小計						192		
住環境整備事業	A16-002	住宅	一般	長浜市	間接	市街地再開 発組合	-	-	元浜町13番街区第一種市 街地再開発事業	住宅、商業施設等（A=0.6ha ）	長浜市	■	■	■			2,905		-
											小計						2,905		
市街地整備事業	A13-003	市街地	一般	長浜市	直接	長浜市	-	-	長浜市産業文化交流拠点 地区暮らし・にぎわい再 生事業	図書館、まちづくりセンター 等 1.3ha	長浜市	■	■	■			2,084		-
											小計						2,084		
住環境整備事業	A16-004	住宅	一般	長浜市	間接	民間	-	-	長浜駅北地区優良建築物 等整備事業	住宅、商業施設等（A=0.3ha ）	長浜市	■	■	■			290	2.04	-

A 基幹事業

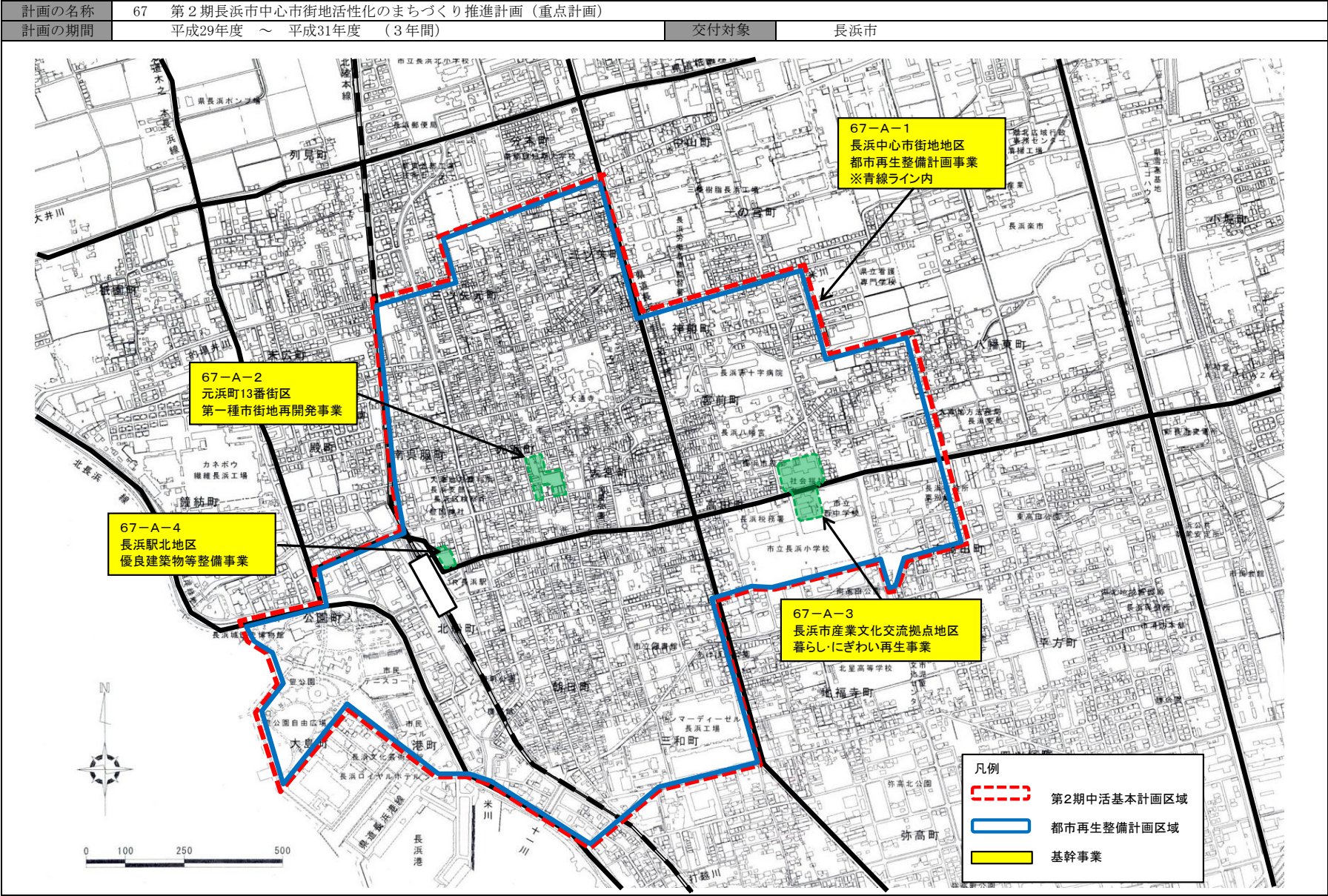
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
											小計						290		
											合計						5,471		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H29	H30	H31	R02	
配分額 (a)	808	825	863	0	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	808	825	863	0	
前年度からの繰越額 (d)	0	728	515	54	
支払済額 (e)	80	1,038	1,324	54	
翌年度繰越額 (f)	728	515	54	0	
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式3)



事前評価チェックシート

計画の名称： 第2期長浜市中心市街地活性化のまちづくり推進計画（重点計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

[illegible]

都市再生整備計画(第6回変更)

ながはまちゅうしんしがいち
長浜中心市街地地区

令和1年10月

・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

様式1 目標及び計画期間

都道府県名	滋賀県	市町村名	長浜市	地区名	長浜中心市街地地区	面積	180 ha
計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	交付期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度				

目標

大目標：歴史と伝統文化を活かしたにぎわいのある都市空間の創出と、市民が安全・快適に暮らせるまちの形成
 目標①：快適な居住環境のもと、誰もが住みたくなるまちづくりを推進する
 目標②：町衆による歴史と伝統文化を継承するまちづくりを推進する
 目標③：まちの魅力を体感できる環境を整備し、中心市街地に新たな回遊性を創出する

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・当地区は、豊田秀吉によって城下町として築かれたまちであり、歴史的建造物や伝統文化の薫りが残る町並みが形成されている。
- ・当地区には、長浜曳山まつりの伝統文化の保存継承に象徴されるように、町衆主導によるまちづくりが行われてきた風土がある。
- ・昭和58年に市民からの寄付をもとに再興した長浜城歴史博物館の開館をきっかけに、「長浜らしさを生かして美しく住む」を理念とした「博物館都市構想」のもと、市民参加のまちづくりが展開された。
- ・当地区では、着物女性がまちなかをそぞろ歩く長浜きもの大園遊会、まちなかをギャラリーとして芸術家との出会いを楽しむ長浜芸術版楽市楽座の開催、大通寺の門前町としての風情を活かしたながはま御坊表参道の整備など町衆主導のまちづくりが活発化する中、平成元年に黒壁ガラス館がオープンし、これをきっかけに多くの観光客が訪れるまちに変わった。
- ・平成3年のJR北陸本線直化により京阪神方面からの新快速電車の長浜駅乗り入れが始まり、利便性の向上にあわせて、黒壁ガラス館や関連店舗の拡大が進み、平成12年の曳山博物館オープン等もあり、年間200万人以上の観光客が訪れるまでになった。
- ・平成18年以降、JR長浜駅舎の改築橋上化、駅東西の駅前広場の整備、駐車場や駐輪場等の駅周辺整備により、交通結節点機能の強化を図り、魅力あるまちの玄関口としての都市機能が向上した。
- ・平成20年1月、本市は景観行政団体となり、同年3月に長浜市景観まちづくり計画と長浜市景観条例を施行し、当地区内にある歴史的なまちなみ景観が形成されている5つの通りを「景観まちづくり計画」により景観形成重点区域に指定し、長浜らしい景観の保全、創出に取り組んでいる。
- ・近畿地区最古の民家を再生した旧四居家は、黒壁や曳山博物館、大通寺等が集積する主要観光ゾーンの中心部に位置し、観光案内所や広域観光事務局、観光客の休憩所としての機能を発揮し、新たなまちのシンボルになっている。
- ・主要観光ゾーンの周辺部においても、町衆によりコミュニティ施設として再生された町家でのコンサートやイベント開催や、市街地を流れる米川の環境保全活動などの取り組みが積極的に展開されている。
- ・当市は戦国時代の数々の合戦の舞台となり、市街地には城下町の面影が色濃く残っており、大河ドラマをきっかけとした通年での博覧会を開催するなど、街並みとあわせた歴史のまちとしての取組が続けている。
- ・長浜市と京都大学が結んだ連携交流協定に基づき、長浜の歴史や自然を生かした美しいまちづくりを進めるため、平成20年度に「京都大学風雅のまちづくり長浜研究所」が設立され、庭園や茶道、コミュニティなどをキーワードにした取り組みを計画し実践することで地域振興を図り、まちづくり情報を発信する拠点として活動している。
- ・平成16年度からまちづくり交付金事業として、駅舎と駅周辺の整備を中心に取り組み、一定の観光客の誘客増を図ることができた。また平成22年度からは中心市街地活性化事業と連動させる形で、市街地内の特性を活かしさらなる魅力創出に向けて第2期都市再生整備計画事業を実施している。
- ・平成21年度に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、まちの活力を高めるとともに居住性の向上をめざした取組を進めてきており、引き続き平成26年度からは第2期計画の認定を受けて、賑わいと活力の維持とまちなか居住を推進している。
- ・また平成26年度に設立したまちづくり会社を都市再生推進法人に指定し、平成27年度から都市利便増進協定に基づく取組を予定している。

課題

- ・平成16年度から平成20年度まで取り組んできたまちづくり交付金事業においては、駅舎と駅周辺の整備を中心に取り組んだことで、駅利用者の利便性が向上した。指標では宿泊観光客数が目標値を上回る成果を出すことができた。しかし、観光入込客数や黒壁への年間観光客数等、中心市街地における観光入込客数全般で減少傾向がみられ目標値には至らなかった。
- ・その評価結果をふまえて、平成22年度からの第2期都市再生整備計画に基づいた歴史的資源を生かした魅力の向上や賑わいの再生に向けた取り組みを進めており、引き続き取り組みを行っていく必要がある。
- ・滋賀湖北地域の中心都市、観光文化都市としての風格と魅力を高めるための取り組みが必要である。
- ・中心市街地に新たな活力と賑わいを創出するため、伝統的建造物や自然環境等の地域資源や伝統文化の風土と調和したまちなみ整備を行い、まちの魅力を向上させる必要がある。
- ・当市域のみならず、県北部の中心拠点として、都市機能の集約を図るとともに居住環境の整備を進めていく必要がある。

将来ビジョン(中長期)

- ・平成19年6月策定の長浜市基本構想において、平成28年までの目標として、市が目指すべき将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を実現するため、「住み良さを高めるまちづくり」を施策大綱の一つに掲げている。その基本となる施策として、計画的な土地利用、定住のための居住環境づくり、多様な交通体系の整備、中心市街地の活性化、社会資本の整備、緑豊かなまちづくり、地域情報化の推進などを掲げている。
- ・平成20年4月に、京都大学大学院人間・環境学研究科と連携交流協定を締結し、日々の暮らしのなか、あるいは都市そのものに「美意識」や「ゆとり」を持たせ、伝統を大切にした暮らし方を探求し、新たな地域振興や観光へと結びつけようとする「風雅のまちづくり事業」を推進している。
- ・平成20年6月策定の長浜市観光イノベーション戦略では、奥深い歴史と新しい文化がひとつとなった「ノスタルジック・モダン」な都市イメージの向上を図り、従来の日帰り型ではなく宿泊滞在型観光への転換を図ることを基本方針とし、市街地エリアにおいては、集客力の向上と回遊性の創出、町家を活用した宿泊施設の整備を促進することとしている。
- ・平成21年3月策定の長浜市緑の基本計画では、中心市街地での取り組みとして、市民、事業者、商店街等による緑化活動や、街角広場や親水空間の整備等、多様な方法でみどり豊かな市街地の形成を推進していくこととしている。
- ・平成21年4月に認定を受けた観光圏整備法に基づく観光圏である本市を含む県内4市13町で構成する「びわ湖・近江路観光圏」では、「水よし」「里よし」「人情よし」の「三方よし」をグランドコンセプトとし、行政と民間団体等が協働して同圏域内の宿泊を含む滞在型観光の促進に向け取り組みを推進している。
- ・平成22年2月に認定を受けた長浜市歴史的風致維持向上計画に基づき、大通寺や長浜曳山まつり等の地域固有の歴史文化を保存・活用し、都市の魅力高め、住む人が誇りと愛着を持ち、さらに訪れる人に郷愁と感銘を与えるようなまちづくりを推進している。
- ・平成23年9月策定の長浜市定住自立圏形成方針において、中心地域に、商業・サービス、医療、福祉、教育、居住環境など様々な都市機能の集積を図るとともに、市街地の整備改善やまちなか居住を推進し、社会、経済及び文化活動の拠点としての都市魅力の向上をめざすとしている。
- ・平成25年3月改定の長浜市都市計画マスタープランにおける当地区を含む中心市街地生活圏の目標は、「県北部の玄関口にふさわしい多様な都市機能を持つ中心核の形成とともに、長浜らしい歴史文化を感じられる質の高い居住空間の形成をめざす」としている。
- ・平成21年6月認定を受けた長浜市中心市街地活性化基本計画においては、まちなか居住等の促進と交流人口の維持と質の向上を目標とし、まちづくり会社と連携し事業が展開されている。
- ・現市庁舎跡地に「(仮称)公共空間整備事業」として公民館、図書館、市民活動支援コーナー等による複合施設と観光客対応型の駐車場を一体整備(暮らしにぎわい再生事業)を行い、市街地における交流人口の増大と新たな回遊性の創出をめざしている。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
中心市街地の居住人口割合	%	市全体に占める中心市街地の居住人口の割合	誰もが住みやすい中心市街地として、居住人口動向を指標とする。	8.04%	平成24年度	8.17%	平成31年度
宿泊観光客数	人／年	滋賀県の観光調査による長浜市の宿泊観光客数	賑わいの創出として滞在観光客をはかる指標とする。	410,000人	平成24年度	420,000人	平成31年度
歩行者・自転車通行量	人／日	商工会議所の中心市街地通行量調査で秋季休平日の平均	観光客、来街者、居住者等を問わず、まちの賑わいを表す指標とす	35,018人	平成24年度	37,000人	平成31年度

様式2 整備方針等

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
・ 快適な居住環境のもと、誰もが住みたくなるまちづくりを推進する ・だれもが利用しやすく、魅力的なまちなみを整備する。 ・賑わいと交流を創出し、中心市街地に活気を生み出す環境を整える。 ・まちなみを構成する重要な要素である町家を活かした居住環境を整備する。 ・川や緑などの自然を活用したまちなみ空間を創出し、まちの魅力向上を図る。		道路(市道高田神照線) まちなか居住推進事業(提案事業) 暮らし・にぎわい再生事業(関連事業) 豊公園整備事業(関連事業) 駅前シンボルロード電線地中化事業(関連事業) 【協定制度】駅前自転車駐輪場の管理
	・ 町衆による歴史と伝統文化を継承するまちづくりを推進する ・歴史や伝統文化を醸し出すまちなみ整備を行う。 ・曳山まつりなど町衆による歴史と伝統文化について情報発信を推進する。	高質空間形成施設(修景舗装)市道錦南大通寺線 曳山ユネスコ推進事業(提案事業) 曳山博物館広場ドーム検討事業(関連事業)
	・ まちの魅力を体感できる環境を整備し、中心市街地に新たな回遊性を創出する ・多様で重層的なまちの歴史、文化、自然等とふれあえる環境を整備する。 ・地域ニーズをふまえた都市機能を誘導し、多様な人々を迎え入れ活発な交流を作り出す。 ・歴史的、伝統的建造物周辺の狹隘道路を整備し、周辺住民や来街者の利便性の向上を図る。	道路(市道高田東南北2号線) 地域生活基盤施設(公共歩廊) インバウンド事業(提案事業) 地域コンテンツ創造型産業育成事業(提案事業) 長浜駅東地区第一種市街地再開発事業(関連事業) 元浜町13番街区第一種市街地再開発事業(関連事業) 慶雲館プロムナード検討事業(関連事業)
事業実施における特記事項		
<関連事業> ☐長浜駅東地区第一種市街地再開発事業 ☐産業文化交流拠点整備事業(暮らし・にぎわい再生事業(長浜市産業文化交流拠点地区) ☐元浜町13番街区第一種市街地再開発事業 ☐長浜駅北地区優良建築物等整備事業 ☐曳山博物館広場ドーム検討事業 ☐豊公園整備事業 ☐慶雲館プロムナード検討事業 ☐駅前シンボルロード電線地中化事業 ☐商工会議所移転改築事業 ☐長浜市中心市街地活性化基本計画関連事業 ・事業期間:平成26年度～令和1年度(6年間) ・平成26年3月28日に内閣総理大臣の認定 ・本都市再生整備計画と同様の180haを計画エリアとして設定 ・市街地の整備、都市福利の推進、まちなか居住の促進、商業の活性化、公共交通機関の利便性増進について59事業を実施		

様式3 目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(まとめ)

交付対象事業費	858.5	交付限度額	386.3	国費率	0.45
---------	-------	-------	-------	-----	------

(金額の単位は百万円)

事業 事業		事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体	交付期間内		交付対象 事業費	費用便益比 B／C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度	事業費	事業費	うち官負担分		
道路		市道高田東南北2号線	長浜市	直	L=85m	H30	H30	H30	H30	33	33	33	33	—
道路		市道高田神照線	長浜市	直	L=115m	H30	H30	H30	H30	57	57	57	57	—
公園														
古都保存・緑地保全等事業														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設	人工地盤	公共歩廊整備事業	長浜市	直	L=68m	H27	H28	H27	H28	626.5	626.5	626.5	626.5	—
高質空間形成施設	修景舗装	市道錦南大通寺線	長浜市	直	L=150m	H29	H29	H29	H29	68	68	68	68	—
高次都市施設														
中心拠点誘導施設														
連携生活拠点誘導施設														
生活拠点誘導施設														
高齢者交流拠点誘導施設														
既存建造物活用事業(高次都市施設)														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
バリアフリー環境整備事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地 総合整備 事業	拠点開発型													
	沿道等整備型													
	密集住宅市街地整備型													
	耐震改修促進型													
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
合計										784.5	784.5	784.5	0.0	784.5

統合したB／Cを記入してください

…A

統合したB/Cを記入してください

...A

提案事業(継続地区の場合のみ記載)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体	交付期間内		交付対象	
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度	事業費	事業費	うち官費分担		うち民費分担
地域創造 支援事業	曳山ユネスコ推進事業	地区内	長浜市	直	－	H27	H27	H27	H27	19.7	19.7	19.7	3.7	
	インパウンド事業	地区内	長浜市	直	－	H27	H30	H27	H30	3.5	3.5	3.5	3.5	
	まちなか居住推進事業	地区内	個人等	間	－	H27	R1	H27	R1	55.0	55.0	55.0	55.0	
	地域コンテンツ創造型産業育成事業	地区内	長浜市・民間事業者	直／間	－	H27	H27	H27	H27	11.8	11.8	11.8	11.8	
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										90.0	90.0	90.0	74.0	
													合計(A+B)	858.5

...B

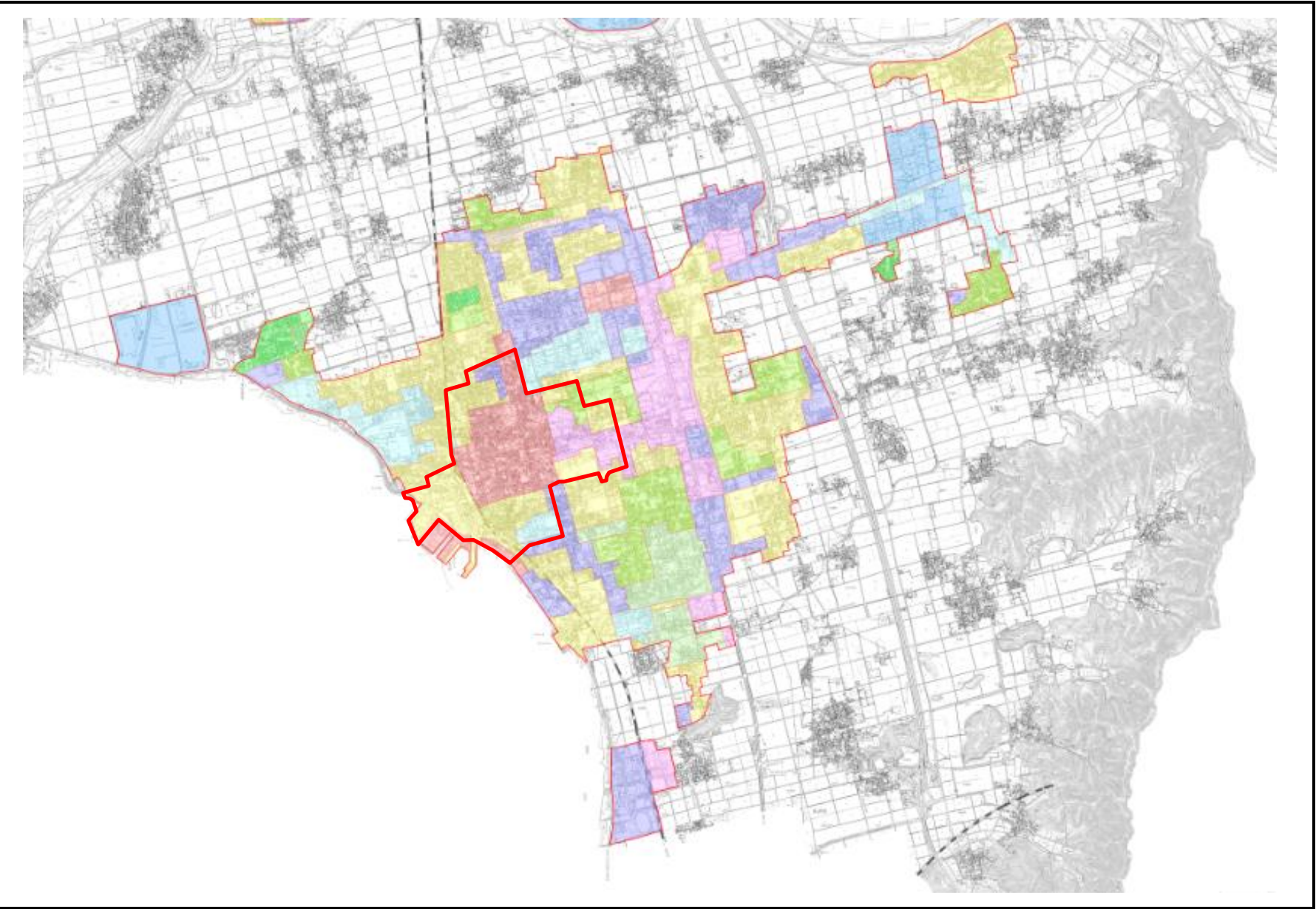
合計(A+B)	
---------	--

(参考) 関連事業

[illegible]

都市再生整備計画の区域

長浜中心市街地地区(滋賀県長浜市)	面積	180 ha	区域	宮前町・神前町・高田町・大宮町・元浜町・三ツ矢元町・南呉服町・朝日町・北船町・三和町・分木町の全域 三ツ矢町・公園町・八幡東町・南高田町・平方町の一部
-------------------	----	--------	----	--



協定制度等の取り組み								
官民連携によるエリアマネジメント方針等								
事業 番号	事業	事業の目的/事業によって解決 される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度			
					道路占有許可 特例(都市再生 特別措置法46 条10項)	都市再生整備 歩行者経路協 定(都市再生特 別措置法46条 12項)	都市利便増進 協定(都市再生 特別措置法46 条13項)	河川敷地占有 許可(河川敷地 占有許可準則 22)
1	●駅前広場、自由通路、駐車場、自転車駐輪場、ペ デストリアンデッキの管理 推進法人により、JR長浜駅東西の駅前広場及び自由 通路、駐車場、自転車駐輪場、ペデストリアンデッキ の管理を行う。	駅前の良好な空間を形成する とともに、交通利便性と安全性 の向上を図る。	H27～H31	えきまち長浜株式会 社			○	
2	●広告塔、看板の設置・管理 統一感のある街並みを形成できる看板や広告塔を設 置して維持管理することにより、まちの景観を向上さ せる。	まちの景観を向上させるととも に、まちづくりへの再投資を図 る収益を確保する。	H29～H31	えきまち長浜株式会 社			○	
3	●屋外ベンチ、プランターの設置・管理 ベンチ、プランターを設置して、歩行者の滞留を促進 し、まちのにぎわいを創出する。	小休憩のできる滞留空間を設 け、まちのにぎわいを創出す る。	H29～H31	えきまち長浜株式会 社			○	
4	●長浜駅周辺地区の都市再生整備歩行者経路協定 市の所有区間を含む2階通路部分について、都市再 生整備歩行者経路協定を締結することで、将来にわ たって歩行者ネットワークを維持する。	歩行者の移動上の利便性及び 安全性の向上を図る。	H29～H31	・長浜市 ・(株)平和堂 ・長浜駅東地区市街 地再開発ビル所有者		○		
5								

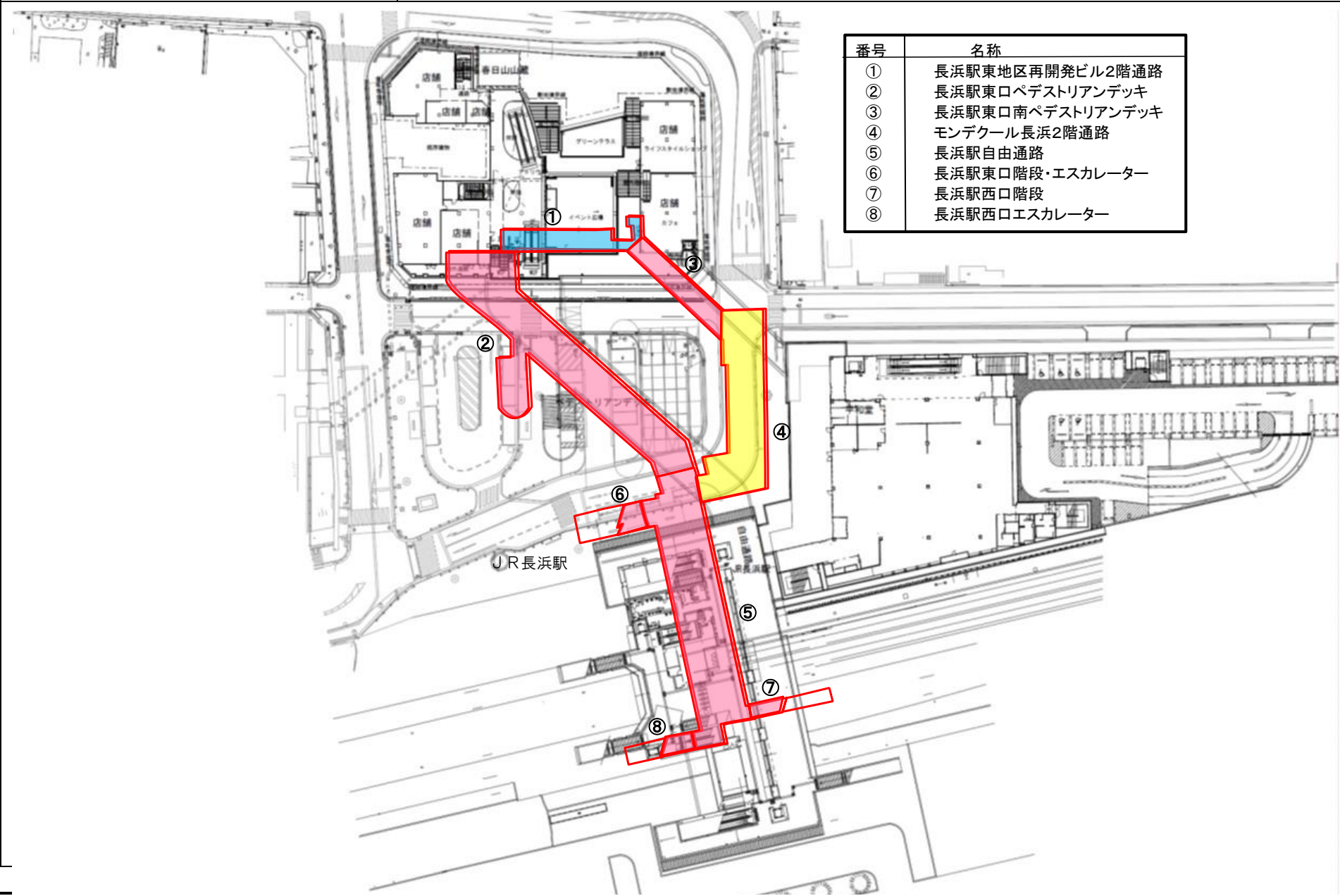
制度別詳細3(歩行者経路協定に関する事項)都市再生特別措置法第45条の2第1項

制度の活用計画				
取り組み内容		1. 協定対象区域	2. 協定締結者	3. 協定の内容 (経路の整備・管理に関する事項)
1	長浜駅周辺地区都市再生整備歩行者経路協定	長浜市北船町1番街区、2番街区及び3番街区	・土地の所有者:12名 ・土地の地上権者:6名	・長浜駅自由通路、モンデクール長浜、長浜駅東地区市街地再開発ビルの連続する2階通路をえきまち長浜㈱が主として管理することで、歩行者の利便性向上に資することとする。 ・協定区域内の日常管理は、㈱平和堂の所有する部分は㈱平和堂、長浜市が所有している部分を含めその他の部分はえきまち長浜㈱が管理することで、一体的な通路としての機能を確保する。
2				
3				
4				
5				

制度別詳細【都市再生整備協定に関する事項】

区域の地名及び地番

長浜市北船町1番街区、2番街区及び3番街区の一部



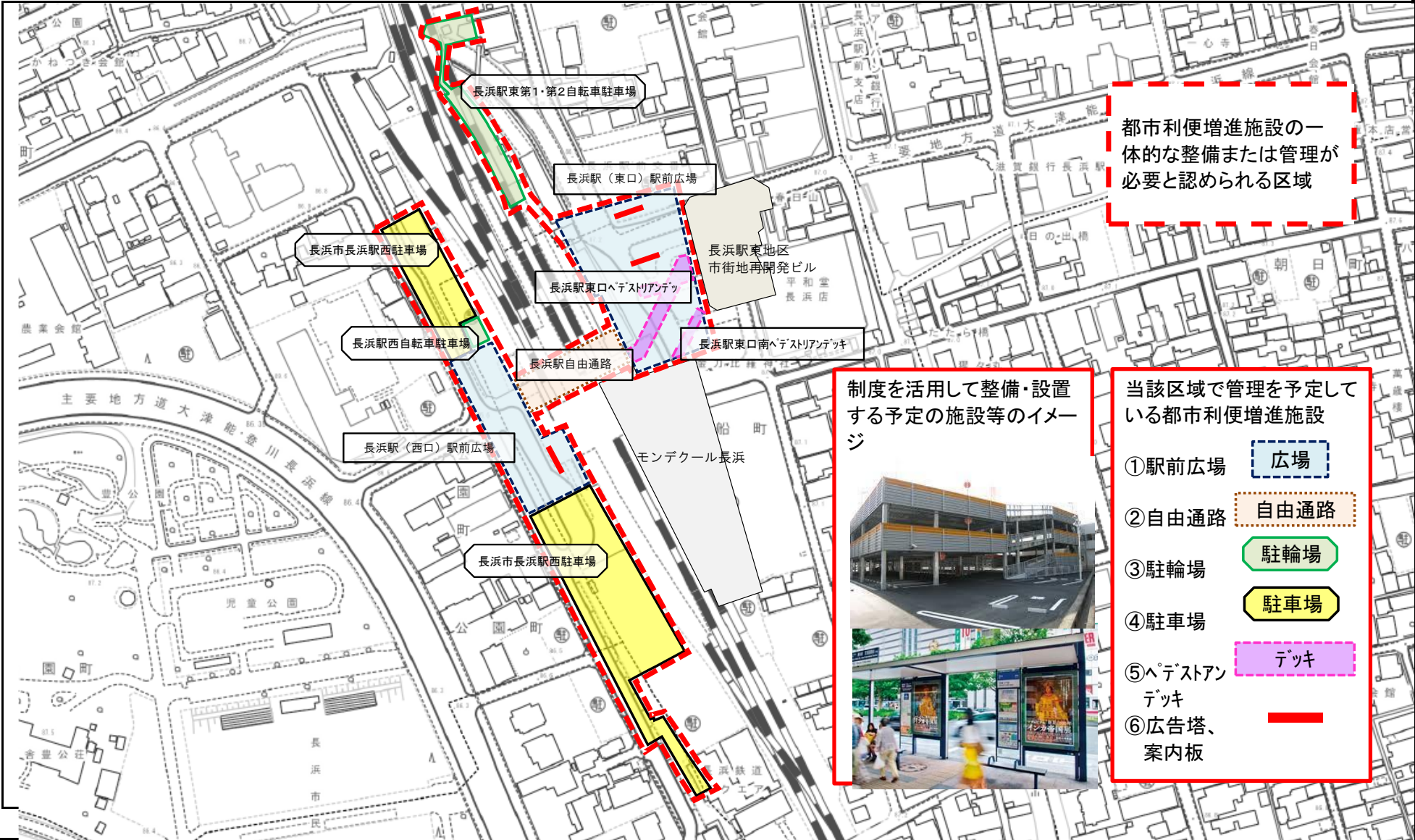
制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法46条13項

制度の活用計画				
事業内容		事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	駅前広場、自由通路、駐車場、自転車駐輪場、ペDESTリアンデッキの管理	H27～H31	・えきまち長浜株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 えきまち長浜株式会社(平成27年3月20日都市再生推進法人指定)、長浜市 2. 都市利便施設の一体的な整備または管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ赤枠の範囲 3. 協定内容 (1) 協定の目的となる都市利便増進施設 ・駅前広場、自由通路、駐車場、自転車駐輪場、ペDESTリアンデッキ ・広告塔、看板 ・ベンチ、プランター (2) 費用負担 ・国及び長浜市の補助金等を活用し、推進法人が実施する。 ・推進法人が駐車場、自転車駐輪場を管理運営し、その収益を充当する。 (3) 都市利便増進施設の管理の方法 管理については、推進法人が駐車場、駐輪場利用料収入や広告収入を財源にして実施する。
2	広告塔、看板の設置・管理	H29～H31	・えきまち長浜株式会社 (都市再生推進法人)	
3	ベンチ、プランターの設置・管理	H29～H31	・えきまち長浜株式会社 (都市再生推進法人)	
4				
5				

制度別詳細4－1（都市利便増進協定に関する事項）

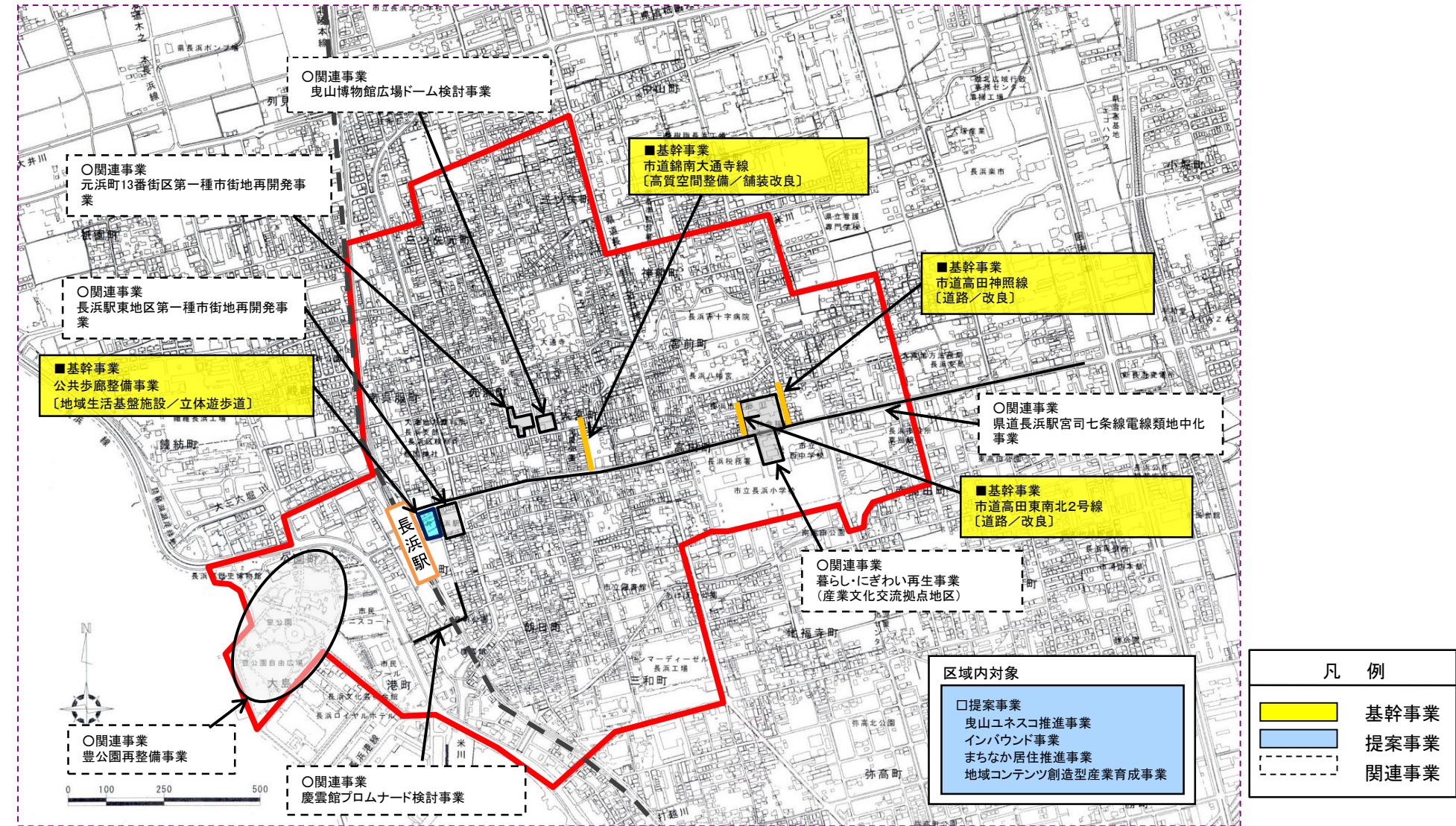
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



長浜中心市街地地区(滋賀県長浜市)整備方針概要図

目標	歴史と伝統文化が薫る都市空間の創出と、市民が安全・快適に暮らせるまちの形成	代表的な指標	中心市街地の居住人口割合	8.04% (H24年度) → 8.17% (R1年度)
			年間宿泊観光客数	410,000人 (H24年度) → 420,000人 (R1年度)
			歩行者・自転車通行量	36,000人 (H24年度) → 37,000人 (R1年度)



交付限度額算定表(その1)

長浜中心市街地地区 (滋賀県長浜市)

要綱第Ⅲ編イ-10-(1)に掲げる式による交付限度額(X)	386.3 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	82,571.0 百万円	X≦Yゆえ、本計画における交付限度額	386.3 百万円
-------------------------------	-----------	-----------------------	--------------	--------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	810,000 m ²
----	------------------------

公共施設の上限整備水準

区域面積 (㎡)		1,800,000	
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合		区域の面積が10ha未満の地区	0.50
	○	最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
		その他の地域	0.40

Cl	409,225 円/m ²
----	--------------------------

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	5
公示価格の平均値(円/m ²)	92,425

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	0.002
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
----	-------------------------

控除額	0 百万円
-----	-------

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

要綱第5に掲げる式による限度額算定

<社会資本整備総合交付金>

交付対象事業費	基幹事業(A)	784.5 百万円
	提案事業(B)	74.0 百万円
	合計	858.5 百万円

Ap	438,200 m ²
----	------------------------

公共施設の現況整備水準

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ

	面積(m ²)	割合
道路	275,000	0.15
公園	163,200	0.09
広場	-	
緑地	-	
公共施設合計	438,200	0.24

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	80350 百万円
----------------------	-----------

ΣCn	4,440,795,000 円
-----	-----------------

下水道	0 円
区域面積(m ²)	1,800,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

○地域交流センター等の公益施設(建築物)	4,440,795,000 円
----------------------	-----------------

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	472,425

調整池	0 円
-----	-----

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
----	-----

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

[1]式	$\alpha 1=4(A+B)/5=$	687
------	----------------------	-----

[2]式	$\alpha 2=10A/9=$	872
------	-------------------	-----

交付限度額(X)	386.3 百万円
----------	-----------

住宅施設	0 円
------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層	
	一般	
合計		0

標準整備費(円/戸)	超高層	一般
------------	-----	----

	北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
	北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
	特別地区	49,120,000	35,690,000
	大都市地区	37,170,000	30,180,000
	多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
	奄美地区	39,520,000	35,640,000
	沖縄地区	30,280,000	30,280,000
	一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
--------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	82571 百万円
---------------------	-----------

- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 3)式の適用〔提案事業2割拡充〕
- 平成20年度二次補正予算の執行
- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 4)式の適用〔中活等の45%拡充〕
- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 5)・6)式の適用〔都市再構築戦略事業〕

交付限度額算定表(その2)

長浜中心市街地地区 (滋賀県長浜市)

要綱第Ⅲ編イ-10-(1)に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(百万円単位)

単位:百万円

○交付対象事業費(必ず入力)

(百万円)

(百万円)

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	784.500	A (事業費)	1)式で求まる額(4/10*(A+B))	343.400	① (国費)
	提案事業合計(B)	74.000	B (事業費)	2)式で求まる額(5/9*A)	435.833	② (国費)
	合計(A+B)	858.500	(事業費)	上記①、②の小さい方	343.400	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.087		国費率(③÷(A+B))	0.400	④ (国費率)

○拡充の有無

以下の3つの拡充のうち、いずれかの拡充がある場合は、該当する欄に○を記入し、事業費等を入力。

・3)式の適用[提案事業2割拡充]	○	(選択)	⇒	3)式で求まる額(5/8*A)	490.313	⑤ (国費)
・平成20年度二次補正予算の執行		(選択)		3)式の適用後(適用がある場合は3式反映)	343.400	⑥ (国費)
・4)式の適用[中活等の45%拡充]	○	(選択)		3)式適用後の国費率(⑥÷(A+B))	0.400	⑦ (国費率)

○拡充がある場合の事業費等

平成20年度二次補正の執行がある場合及び4)式の適用がある場合は、以下に事業費等を入力。

平成20年度二次補正 の執行がある場合	防災対象事業(A')		A' (事業費)	③をA'に置き換えた額(A⇒(A-A')+9/8*A')	343.400	⑧ (国費)
	補正予算の執行額		(国費)	⇒ 執行額を足した額	343.400	⑨ (国費)
				補正適用後(上記⑧、⑨の小さい方)	343.400	⑩ (国費)
				補正適用後の国費率(⑩÷(A+B))	0.400	⑪ (国費率)

4)式の適用を受ける 場合	計画の認定等の年度末までの執行 事業費(F)		F (事業費)	⇒	適用前の国費率(⑩÷(A+B))	0.400	⑫ (国費率)
	適用対象となる交付対象事業費 (A''+B'')	858.500	(事業費)				
	適用対象となる基幹事業合計(A'')	784.500	A'' (事業費)	⇒	適用対象事業費から求まる限度額	386.325	⑬ (国費)
	適用対象となる提案事業合計(B'')	74.000	B'' (事業費)		適用後の国費率(⑬÷(A''+B''))	0.450	⑭ (国費率)
	適用対象事業のうち翌年度以降の 執行事業費(H)	858.500	H (事業費)		4)式適用後の限度額(⑫×F+⑭×H)	386.325	⑮ (国費)

※4)式の適用を受ける場合で、経過措置を適用しない場合(H21以降新規地区)は、Fの欄を記入せず、A''、B''を記入し、A''=A、B''=B、H=A''+B''=A+Bとなる。

↓

拡充も考慮した交付限度額	386.325	⑯ (国費)
--------------	---------	--------

○交付限度額、国費率の算出

交付対象事業費(A+B)	858.5	(事業費)	⇒	交付要綱第5に基づく交付限度額 (⑯を1万円の位を切り捨て)	386.3	⑰ (国費)
				国費率	0.450	⑱ (国費率)

様式8 年次計画

(事業費:百万円)

基幹事業									
事業	細項目	事業主体	交付対象 事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	
道路	市道高田東南北2号線	長浜市	33				33		
道路	市道高田神照線	長浜市	57				57		
公園									
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設	公共歩廊整備事業	長浜市	626.5	39.2	587.3				
高質空間形成施設	市道錦南大通寺線	長浜市	68			68			
高次都市施設									
中心拠点誘導施設									
連携生活拠点誘導施設									
生活拠点誘導施設									
高齢者交流拠点誘導施設									
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地 総合整備 事業	拠点開発型								
	沿道等整備型								
	密集住宅市街地整備型								
	耐震改修促進型								
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
計			784.5	39.2	587.3	68.0	90.0	0.0	

提案事業									
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
	曳山ユネスコ推進事業	地区内	長浜市	3.7	3.7				
	インバウンド事業	地区内	長浜市	3.5	2.5	0	0.5	0.5	0.0
	まちなか居住推進事業	地区内	個人等	55.0	12	10	9	12	12
	地域コンテンツ創造型産業育成事業	地区内	長浜市・民間事業者	11.8	11.8				
事業活用									
調査									
まちづくり活動推進事業									
計				74.0	30	10	9.5	12.5	12.0
合計				858.5	69.2	597.3	77.5	102.5	12.0
累計進捗率（％）					8.1%	76.3%	86.7%	96.9%	100%

(参考)都市機能立地支援関連事業									
事業	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	
合計			0	0	0	0	0	0	
累計進捗率（％）				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業

(単位:百万円)

[illegible]

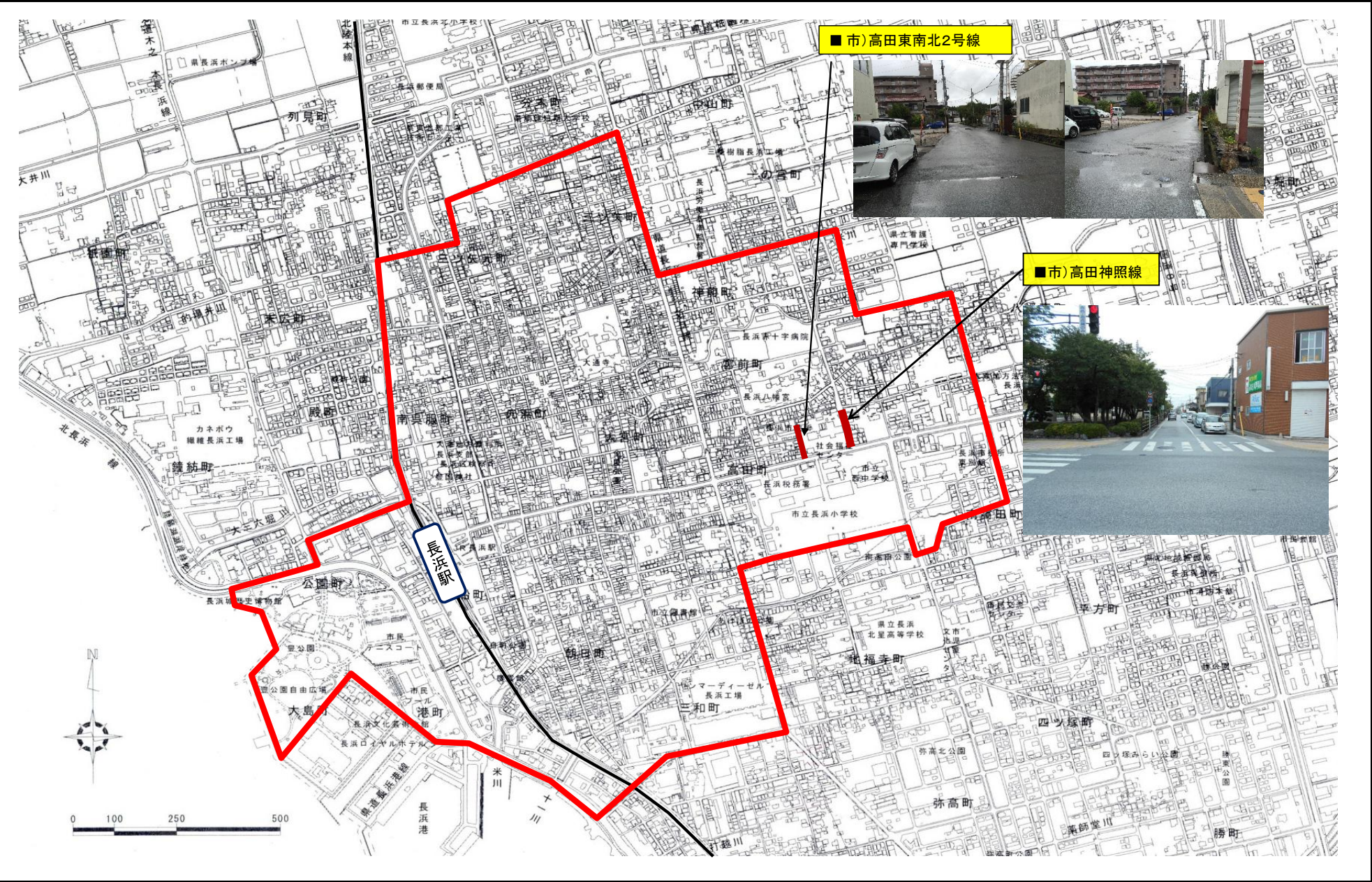
都市計画道路名 又はその他道路名	区間	道路 区分 注1)	事業 主体	事業 手法 注2)	工種	延長 m	幅員		整備後 車線数 車線	歩道 幅員 m	まち交 事業費 百万円	まち交における 事業期間 (年度)	事業内容 注3)	都市計画 決定 年月	備 考 注4)
							整備前 m	整備後 m							
<道路>				－											
市道高田東南北2号線	高田町～高田町	地	長浜市	－		85	4.7	8.1	2	－	33	H30		無	
市道高田神照線	高田町～高田町	地	長浜市	－		115	8.1	13.5	2	3.5	57	H30		無	

(参考)

<関連事業>															
県道長浜駅宮司七条線電線 類地中化事業	北船町～八幡東町														

* 本調書にはア)交付対象事業「道路」(街路、地方道、国道、その他)、イ)関連事業道路のすべてを記載すること。
注1) <道路>については、街、地、国、他の別を記載。
 <関連事業>については、国、主、一、市の別を記載。
 ただし、街:街路、地:地方道(市町村道)、国:国道、主:主要地方道、一:一般都道府県道、市:市町村道、他:いずれにも該当しないもの
注2) <関連事業>について通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。
注3) 施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名
注4) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(人／日)、混雑度等を記載
 (例)・道路改築:交通量(人／日)、混雑度等
 ・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等
* 交付対象事業「道路」を「身近なまちづくり支援街路事業」等のいわゆるグレードアップ事業として実施する場合は、それらの計画様式を次頁以降に添付すること。
* 不足する場合は適宜行を追加すること

道路



地域生活基盤施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	概要 (面積、幅員、 延長、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳				備考
					設計費	用地費	施設整備費	うち購入費	
緑地								—	
広場								—	
駐車場								—	
自転車駐車場								—	
荷物共同集配施設								—	
公開空地								—	
情報板								—	
地域防災施設	施設種別:							—	
人工地盤	公共歩廊整備事業	長浜市	L=68m、W=9m	626.5	39.2		587.3	—	
合計	—	—	—	626.5	39.2		587.3		

- ・施設名ごとに1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。
- ・「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)
- ・「駐車場」、「自転車駐車場」については、「概要」欄に、形式(立体〇層、タワーパーキング、地下駐輪場等)、面積及び駐車台数を記入。
- ・駐車場については、「備考」欄に駐車場全体の整備に要する費用を記入。
- ・自転車駐車場については、「備考」欄に都市計画決定の有無、自転車駐車施設整備計画における位置づけの有無、自転車駐車場に関する附置義務条例等における位置づけの有無を記入すること。
- ・地域防災施設の「施設名」欄には、耐水性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の施設の種別を記入。
- ・共同駐車場については、別の所定のシートに記載すること。

現況

デッキ整備

整備イメージ図

長浜駅東地

整備イメージ図

長浜駅東地
駅道

高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・ 緑化施設、せせらぎ・ カスケード、カラー舗 装・石畳、照明施設、 ストリートファニ チャー・モニュメント 等)	市道錦南大通寺線	長浜市	L=150m	68			68	修景舗装(L=150m)
電線類地下埋設施 設								
電柱電線類移設								
地域冷暖房施設								
歩行支援施設、障害 者誘導施設等								
合計	—	—	—	68	0	0	68	

[illegible]

■修景舗装(石畳)
市道錦南大通寺線

現況

現況

交付要綱附属第Ⅲ編イ-10-(1)-1の 4)式適用確認シート【中心市街地活性化基本計画】

(4)式を適用する地区は3式)の適用についても本シートで確認が可能)

【様式9】

※青字追記箇所

市町村名: 滋賀県長浜市
地区名: 長浜中心市街地地区

(百万円)	
基幹事業費(a)	784.5
提案事業費(b)	74.0

中心市街地活性化基本計画の地区の名称
長浜市中心市街地地区

中心市街地活性化基本計画の認定日	都市再生整備計画の着手予定日
平成26年3月28日	平成27年4月1日

① 都市再生整備計画の区域が認定中心市街地活性化基本計画の区域に含まれていることの確認

都市再生整備計画の区域面積	180(ha)	重複部分の面積	180(ha)
中心市街地活性化基本計画の区域面積	180(ha)		

3)式適用→2/3以上重複

4)式適用→100%含まれている

※重複部分の面積が都市再生整備計画の区域面積と同じであることを確認。(経過措置地区はこの限りではない。)

※計画認定日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に
都市再生整備計画事業に着手することを確認。
※H28年度末までに認定する地区に限る。
※H30年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区に限る。

②-1 都市再生整備計画の主たる事業が認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられていることの確認

都市再生整備計画の主たる事業の事業名	中心市街地活性化基本計画での記載箇所	
	事業名	ページ
地域生活基盤施設(人工地盤)	公共歩廊整備事業(地域生活基盤施設)	88
高質空間形成施設(修景舗装)	市道錦南大通寺線整備事業(高質空間形成施設)	88

※経過措置地区については都市再生整備計画の主たる事業が4)式の適用対象事業であるか確認

②-2 都市再生整備計画のすべての事業が認定中心市街地活性化基本計画の目標の達成に資するものであることの確認

中心市街地活性化基本計画の目標	左記の目標の達成に資する都市再生整備計画の事業名	中心市街地活性化基本計画での記載の有無(有の場合はページ)	目標の達成に資する理由 (中括基本計画に記載がない場合のみ、整備計画の事業が、中括計画の目標の達成に資する理由を簡潔に記入)
「活力とにぎわいに満ちたまちづくり」 駅周辺がターミナル拠点として都市の求心性が高まるよう、活力とにぎわいに満ちた中心市街地の再構築を図る。	市道高田東南北2号線改良工事	P.89	
	地域生活基盤施設(人工地盤) 公共歩廊整備事業	P.88	
	提案事業 インバウンド事業	P.111	
	提案事業 地域コンテンツ創造型産業育成事業	P.107	
「多様な人々を迎え入れ活発な交流が生まれるまちづくり」 歴史やまちのストックを活用し、中心市街地のさらなる魅力づくりを展開する。	高質空間形成施設(修景舗装) 市道錦南大通寺線	P.88	
	提案事業 曳山ユネスコ推進事業	P.112	
「誰もが住みたくなるまちづくり」 市街地のにぎわいと活力を維持させるため、地域生活者の確保と定住化対策を推進する。	市道高田神照線改良工事	P.88	
	提案事業 まちなか居住推進事業	P.97、P.98	

※都市再生整備計画の全ての事業が上記に該当しているか確認すること。(経過措置地区については4)式の適用対象事業が上記に網羅されているか確認)

3)式適用の可否を右欄に記載	可	可の場合は③、④を記入して確認
----------------	---	-----------------

③ 認定基本計画に位置付けられた主たる提案事業(②-1と同じ事業でも可)

都市再生整備計画の主たる事業の提案事業名	中心市街地活性化基本計画での記載箇所	
	事業名	ページ
まちなか居住推進事業	まちなか居住推進事業	P.97、P.98
曳山ユネスコ推進事業	曳山ユネスコ推進事業	P.112

④ 3)式関係

(○or×を記入)

商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、認定中心市街地活性化基本計画に位置づけられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含む	○
主たる提案事業が、認定中心市街地活性化基本計画に位置づけられている	○

※ 都市再生整備計画の区域、中心市街地活性化基本計画の区域及び重複する部分を明確にしてください。(経過措置地区は、4)式の適用対象事業が中心市街地活性化基本計画の区域内にあることを明確にしてください。)

※ 本シートに認定中心市街地活性化基本計画の関係するページ等の写しを添付して下さい。

[2] 区域

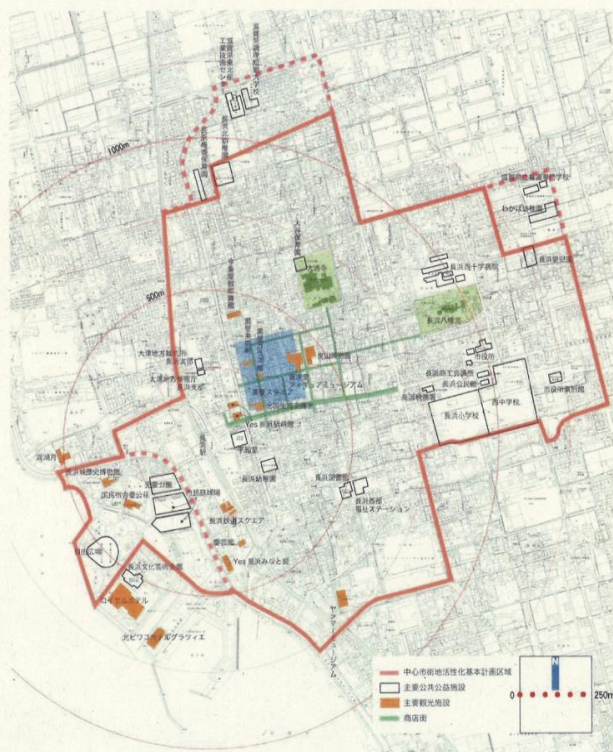
区域設定の考え方

交通結節点機能を持ち地域内外から人が集まる長浜駅周辺から、観光客が訪れている中心商店街を経て、市役所周辺の公共公益ゾーンまで、さらに活性化の取り組みを進める必要があります。

第2期計画期間において重点的に活性化する区域としては、第1期計画の区域を概ね踏襲しつつ、今後、新たな取り組みが想定され、駅周辺整備事業との相乗効果が見込める豊公園エリアを取り込む一方で、第1期計画において、保育園や幼稚園の整備事業が完了した北エリアの一部及び東エリアの一部を第2期計画区域より除外することとし、第1期計画の区域を一部見直します。

(区域図)

- 中心市街地区域：約180ha



<基本方針1>活力とにぎわいに満ちたまちづくり

多様な都市機能、魅力ある商業集積や都市的な居住環境の整備が誘導されるよう、長浜のまちの玄関口となるJR長浜駅前の都市機能の再構築に取り組みます。これにより、駅前と中心商店街が連動するとともに、市域全体の資源を中心市街地で資産化する取り組みや、市街地内の移動手段の確保など、新たな試みを展開し、駅周辺がターミナル拠点として都市の求心性が高まるよう、活力とにぎわいに満ちた中心市街地の再構築を進めます。

<基本方針2>多様な人々を迎え入れ活発な交流が生まれるまちづくり

長浜のまちにおいては、観光入込が中心市街地の商業構造を形成する重要な要素となっていることから、来街者を確保し、宿泊者が増加するよう、長浜の歴史や、これまで築いてきたまちのストックを活用した魅力ある観光イベントの開催、夜間のにぎわいの創出など、中心市街地のさらなる魅力づくりを展開するとともに、高品質な旅行商品の造成など、滞在型観光施策を促進し、多様な人々を迎え入れ活発な交流が生まれる中心市街地づくりを進めます。

<基本方針3>誰もが住みたくなるまちづくり

市街地のにぎわいと活力を維持させるため、地域生活者の確保と定住化対策を推進します。このため、JR長浜駅前の低・未利用地の有効活用や老朽化した商業ビルの建て替えなどによる集合住宅などの整備を促進するとともに、長浜のまちなみを構成する重要な要素となっている町家を活かした居住環境の整備や空き町家が流動化する仕組みづくりに取り組みます。また、市街地における公共・公益機能の拡充や多様な都市サービスの提供に努めるなど、誰もが住みたくなる中心市街地の形成を推進します。

[2] 計画期間

計画期間は、平成26年4月から平成32年3月までの6年間とします。

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 4-8：公共歩廊整備事業（地域生活基盤施設）	長浜市	・駅周辺地区の機能再編に伴い、利用者が増加することが想定されるため、公共歩廊を整備することで、歩行者の安全を確保するとともに、快適な駅前空間を創出するもので、中心市街地の活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区））	
内容：駅周辺地区の機能再編に併せて公共歩廊を整備する事業				
実施時期： H27 年度～H29 年度			H27 年度～ H29 年度	
事業名 4-9：市道高田神照線整備事業（道路）	長浜市	・多目的複合施設の整備に併せて、道路の拡幅及び歩道の設置を行うもので、歩いて暮らせるまちづくりを進め、まちなかの回遊性と賑わいの創出を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区））	
内容：道路整備事業（L=115m）				
実施時期： H30 年度			H30 年度	
事業名 4-10：市道錦南大通寺線整備事業（高質空間形成施設）	長浜市	・歴史的資産である大通寺への導入路にふさわしい景観形成を図るため、修景整備を行うことで、まちなかの回遊性と賑わいの創出を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区））	
内容：道路整備事業（L=300m）				
実施時期： H27 年度～H29 年度			H27 年度～ H29 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 4-11：都市計画道路（3・4・6、3・4・9）整備事業	長浜市	・駅周辺の再開発事業に併せて、周辺道路の拡幅を行うことで、歩いて暮らせるまちづくりを進め、まちなかの回遊性と賑わいの創出を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	
内容：道路整備事業（L=135m）				
実施時期： H26 年度～H28 年度			H26 年度～ H28 年度	
事業名 4-12：都市計画道路（3・4・10）整備事業	長浜市	・新庁舎の整備を含む公共公益ゾーン整備事業に併せて、周辺道路の拡幅を行うことで、歩いて暮らせるまちづくりを進め、まちなかの回遊性と賑わいの創出を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	
内容：道路整備事業（L=530m）				
実施時期： H24 年度～H28 年度			H24 年度～ H28 年度	
事業名 4-13：豊公園長寿命化事業	長浜市	・市民憩いの場として年間約 50 万人が利用する豊公園の機能を再編整備し、利用者の増加を図るとともに、公園から商業観光ゾーンへの回遊性を高めるもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	
内容：老朽化した公園施設を改修する公園再整備事業				
実施時期： H26 年度～			H26 年度～ H31 年度	
事業名 4-15：市道高田東南北 2 号線整備事業（道路）	長浜市	・多目的複合施設の整備に併せて、道路の整備を行うもので、歩いて暮らせるまちづくりを進め、まちなかの回遊性と賑わいの創出を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区））	
内容：道路整備事業（L=85m）				
実施時期： H30 年度			H30 年度	

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 6-2：元浜町 13 番街区第一種市街地再開発事業 内容：老朽化した大型商業施設があり更新が必要な街区における再開発事業 実施時期： H27 年度～H31 年度	市街地再開発組合	・市街地再開発事業により商業施設や居住施設等の複合施設を整備することで、新たな賑わい創出を図るとともに、まちなか居住の推進を図るもので、中心市街地の活性化に必要である。 H27 年度：基本計画 H28 年度：基本設計、事業計画 H29 年度：実施設計、権利変換、解体 H30 年度：解体、工事 H31 年度：完成	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） H27 年度～H31 年度	
事業名 6-3：まちなか居住推進事業（まちなか住宅建築助成） 内容：住宅の取得に関する支援事業 実施時期： H24 年度～H31 年度	長浜市	・中心市街地において、住宅を取得する場合に助成を行い、定住人口の増加促進を図るもので、中心市街地の活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） H27 年度～H31 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 6-4：まちなか居住推進事業（まちなか空き家再生促進助成） 内容：空き家の利活用に関する支援事業 実施時期： H24 年度～H31 年度	長浜市	・中心市街地に存する空き家を改修する場合に助成を行い、良好な外観を有する町家の活用・保全を図るとともに、定住人口の増加促進を図るもので、中心市街地の活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） H27 年度～H31 年度	
事業名 6-7：住宅ストック活用促進事業 内容：既存住宅ストックの流通促進事業 実施時期： H26 年度～H31 年度	長浜まちなかづくり ㈱ / 長浜市	・中心市街地内にある空き家の情報提供や見学会等を開催することで、所有者と利用者のマッチングを図り、まちなか居住を推進するもので、中心市街地の活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） H27 年度	
事業名 4-1：長浜駅南地区第一種市街地再開発事業（再掲） 内容：駅前の有効な土地利用が必要な街区における再開発事業 実施時期： H24 年度～H26 年度	個人施行者 ㈱平和堂	・老朽化した商業施設を移転・新設し、生活を支え、生活を楽しむコミュニティ商業施設を整備することで、商業機能を更新し、生活密着型の商業サービス機能を整え、誰もが住みたくするまちなかづくりを進めるもので、中心市街地の活性化に必要である。 	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） H24 年度～H26 年度	

		クリニック等を備えた健康ビレッジ等で構成される複合型サービス施設を整備するもので、隣接する黒壁スクエアには無い機能を補完するとともに、相互に繋がりを持った中心市街地の形成を図るもので、中心市街地の活性化に必要である。	供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	
実施時期： H31 年度			H31 年度	H31 年度
事業名 7-4：地域コンテンツ創造型産業育成事業	民間事業者 /長浜市	・地域固有のライフスタイル（文化、生活様式、生産物等）を活かした活動及び情報発信力を高める取り組みを進めることで、市民にとって地域に対する誇りと愛着を感じる機会を創出するとともに、合併し広域化した市域全体において、中心市街地と周辺生活拠点とが有機的に連携したまちづくりを実現するもので、地域の活性化に必要である。	①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） ②中心市街地活性化ソフト事業	
内容：ライフスタイルのブランド化を図る事業に対する支援事業			①H27 年度 ②H28 年度 ～H31 年度	
実施時期： H27 年度～H31 年度				
事業名 7-5：空き店舗対策事業	長浜まちづくり ㈱/関係商店街/ 長浜市	・関係者間でオーソライズされた、まちづくりコンセプトに基づき実施されるチャレンジショップ整備事業への支援及びテナントに入居するチャレンジアへの家賃補助を行い、若者のチャレンジ機会を創出し、将来の担い手を育成するもので、中心市街地活性化に必要である。	中心市街地活性化ソフト事業	
内容：チャレンジショップの整備及び運営支援に関する事業				
実施時期： H26 年度～H30 年度			H26 年度～ H30 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 7-18：語り部ガイド養成事業 内容：専門性の高いガイド育成事業 実施時期： H26 年度～H31 年度	一般社団法人北びわこふるさと観光公社	・専門的な案内が可能なガイドを育成することで、専門化している旅行ニーズに対応する受け入れ態勢を整え、新たな顧客層を呼び込むもので、中心市街地の活性化に必要である。	中心市街地活性化ソフト事業 H26 年度～ H31 年度	
事業名 7-19：ランチクーポン事業 内容：中心市街地内飲食施設利用券の共通化事業 実施時期： H26 年度～H31 年度	公益社団法人長浜観光協会	・団体が利用可能な飲食施設が少ない中心市街地において、団体客が自由に飲食できる仕組みをつくることで、新たな顧客層を呼び込むとともに、滞在時間の延長を促進し、旅行消費の増加を促すもので、中心市街地の活性化に必要である。	中心市街地活性化ソフト事業 H26 年度～ H31 年度	
事業名 7-20：観光キャンペーン推進事業 内容：宿泊滞在旅行圏域に向けた観光PR事業 実施時期： H26 年度～H31 年度	一般社団法人北びわこふるさと観光公社	・首都圏等の宿泊滞在旅行圏域において、認知度向上のためPR事業を行うことで、宿泊観光客を誘致するもので、中心市街地活性化に必要である。	中心市街地活性化ソフト事業 H26 年度～ H31 年度	
事業名 7-21：インバウンド事業 内容：訪日外国人旅行者の誘致事業 実施時期： H26 年度～H31 年度	びわ湖・近江路観光圏協議会、長浜市	・国をあげてビジットジャパンキャンペーンが推進されている中、本市に訪れる外国人は全体の1%にも満たない状況である。近隣市と連携し、インバウンド専門サイトの立ち上げや、直接予約システムの検証を行いつつ、ガラス、着物、サムライ、歌舞伎や観音といった地域特性を生かしたインバウンド事業を展開し、外国人旅行者を誘致するもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） H27 年度～ H31 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 7-22：長浜城歴史博物館魅力強化事業 内容：広域的文化交流事業 実施時期： H26年度～H31年度	長浜市	・数々の歴史ドラマの舞台及び近世城下町のルーツ等、多様な顔を持つ本市の魅力を発信する特別展・企画展を開催することで、市内外からの集客を図り、賑わいを創出するもので、中心市街地活性化に必要である。	中心市街地活性化ソフト事業 H26年度～ H31年度	
事業名 7-28：曳山ユネスコ推進事業 内容：ユネスコ無形文化遺産候補「長浜曳山祭の曳山行事」の情報発信事業 実施時期： H27年度～H29年度	長浜市	・本市の中心市街地におけるまちづくりの根底にある長浜曳山祭行事のユネスコ無形文化遺産候補提案を契機に、国内外に向けたPR活動を展開し、認知度向上と交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るもので、中心市街地活性化に必要である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長浜中心市街地地区）と一体の提案事業） H27年度～ H28年度	
事業名 4-1：長浜駅南地区第一種市街地再開発事業（再掲） 内容：駅前の有効な土地活用が必要な街区における再開発事業 実施時期： H24年度～H26年度	個人施行者 （関平和堂）	・老朽化した商業施設を移転・新設し、生活を支え、生活を楽しむコミュニティ商業施設を整備することで、生活密着型の商業サービス機能を整え、誰もが住みたくなるまちづくりを進めるもので、中心市街地の活性化に必要である。 	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） H24年度～ H26年度	